

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2018年1月25日～2018年1月31日)

平成 30 年(2018 年)2 月 2 日

H E A D L I N E S									
<p><b>政治</b></p> <p>全国裁判所評議会(KRS)の新評議員候補の推薦受理締切り                      野党市民プラットフォームと「近代」が地方選挙での協力を発表                      与党「法と正義」(PiS)政策評議会の開催                      NATO偵察機の露・カリーニングラード州への周辺飛行                      下院, 外国軍兵士への武器弾薬供与改正法案を審議開始                      ティラソン米国務長官, ポーランドを訪問                      モラヴィエツキ首相, 法の支配問題に関する対処に数か月を要すると発言                      ドゥダ大統領, ブワシュチャク国防大臣と会談                      国防省, 潜水艦調達契約の期限延長を発表                      北東多国籍師団, 演習に参加                      エスパー米陸軍長官, ポーランド訪問                      シャトコフスキ国防次官, 部隊の国外派遣状況を発表                      上院, 国家記憶院(IPN)改正法案を可決, 大統領署名に送付</p>									
<p><b>治安等</b></p> <p>国税庁, ワルシャワ郊外のショッピングセンターで偽造品を大量摘発                      ワルシャワでの車両盗難の傾向                      カミンスキ特務機関調整大臣, ネオナチ組織の取締りについて発言                      カトリック教会, イスラム教徒との対話集会を開催                      ウクライナ人と結婚するポーランド人が増加                      国境警備隊, イラン人及びイラク人密入国者11人を摘発                      警察, 台湾人襲撃事件の容疑者を拘束                      シチェンでトルコ人に対するヘイトクライム事案が発生                      交通違反反則金のカード払いが可能に</p>									
<p><b>経済</b></p> <p>「ビジネス憲章」関連法案の下院通過                      内閣住宅委員会の設置                      2018年予算の成立                      日曜日の商業施設営業禁止法の成立                      オストロウエンカ発電所入札に関する動き                      PSE社, 電力網整備に関する追加投資計画を発表                      トフジェフスキ・エネルギー大臣, エネルギー分野の優先事項に言及</p>									
<p><b>大使館からのお知らせ</b></p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意                      旅券(パスポート)の管理及び携行義務に関する注意喚起                      欧州でのテロ等に対する注意喚起                      イスラエル大使館周辺での交通規制に関する注意喚起                      「たびレジ」への登録のお願い                      パスポートダウンロード申請書の御案内                      大使館広報文化センター開館時間                      文化行事・大使館関連行事</p>									
<p>ポーランド日本国大使館                      ul.Szwolczerow 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a></p>									

【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります！  
 問合せ先大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書, 在外投票, 旅券, 戸籍, 国籍関係の届出についてもどうぞ。

## 政 治

## 内 政

全国裁判所評議会(KRS)の新評議員候補の推薦受理締切り【1月25日】

25日、今月4日より開始されていた全国裁判所評議会(KRS)の裁判官出身の新評議員の推薦期間が締め切れ、定数15名に対し18名の推薦が寄せられた。今後、推薦書類及び署名の確認を経て、下院にて選出プロセスが開始される。

野党市民プラットフォームと「近代」が地方選挙での協力を発表【1月26日】

26日、野党市民プラットフォーム(PO)のスヘティナ党首と「近代」(Nowoczesna)のルブナウアー党首は共同記者会見を開き、本年の地方選挙に向けた協力を発表した。両党は地方組織で地方議会選挙

に向けて共通の選挙リストを作成するほか、市長候補者の調整を目指す方針である。

与党「法と正義」(PiS)政策評議会の開催【1月27日】

27日、与党「法と正義」(PiS)の政策評議会が開催された。カチンスキ党首は、同会合後の記者会見にて、地方選挙で勝利できる候補者を選定し、ワルシャワ市をはじめ、大都市の市長候補者を擁立していく旨述べた。また同党首は、過去3年間に他党へ所属を変えた人物は本年の地方選挙でPiSの選挙リストからの出馬を認めないとの決議を政策評議会にて採択したことを明らかにした。

## 外交・安全保障

NATO偵察機の露・カリーニングラード州への周辺飛行【1月25-26日】

25日及び26日、NATO軍偵察機RC-135は、ポーランドの北部よりリトアニアを経て、カリーニングラード州の外側を周回飛行した。

25日、リトアニアに展開中のデンマークのF-16は、ロシア空軍のSu-34が識別装置を解除してリトアニア領空へ近接したため、緊急発進を行った。

下院、外国軍兵士への武器弾薬供与改正法案を審議開始【1月26日】

26日、下院は、国内に所在する外国軍兵士への武器及び弾薬を供与できる法律を改正する法案を審議開始した。シャトコフスキ国防次官は、現行法の規定する、供与上限の300人を大部隊の展開している現況に合わせて改正する旨説明した。

ティラソン米国務長官、ポーランドを訪問【1月26-27日】

26-27日、ティラソン米国務長官がポーランドを訪問し、ドゥダ大統領、モラヴィエツキ首相、チャプトヴィチ外相、与党「法と正義」(PiS)のカチンスキ党首等と、エネルギー安全保障を含む安全保障問題、二国間関係、経済協力に関する協議が行われた。ノルドストリーム2パイプライン計画に関し、ティラソン国務長官は、ポーランド及び米国は同計画に反対の立場であることを強調した。ドゥダ大統領は同日、ティラソン国務長官との会談の前に、世界経済フォーラムが開催されていたダヴォスにおいて、トランプ米大統領ともエネルギー分野及び米国企業のポーランド

での投資等について会談を行った。

モラヴィエツキ首相、法の支配問題に関する対処に数か月を要すると発言【1月29日】

モラヴィエツキ首相はジェンニク・ガゼタ・プラブナ紙とのインタビューにおいて、欧州委によるEU条約7条関連手続きに関し、ポーランドの立場をあらゆる議論・具体例を尽くして支えていくと述べた上で、欧州委と間での過去2年に出来てしまった幾つかの難題を(欧州委が昨年12月20日に対処を求めた3か月の期間の残り)2か月では単純な方法で解決できないので、数か月間の期間が必要である、と述べた。

ドゥダ大統領、ブワシュチャク国防大臣と会談【1月29日】

29日、ドゥダ大統領は、ブワシュチャク国防大臣と会談を行い、ポーランド軍の体制、将官昇任人事、国家安全保障戦略の作成等を協議した。大統領と国防大臣の会談としては10か月ぶり。

国防省、潜水艦調達契約の期限延長を発表【1月30日】

30日、国防省報道官は、1月末としていた潜水艦調達の契約選定期限を延長すると発表した。マチュレヴィチ前国防大臣は、政府間協議においてフランスから購入する旨発言していたが、同報道官は当面の間、分析・評価を継続すると述べた。

北東多国籍師団、演習に参加【1月15日-2月5日】

**日】**

30日、北東多国籍師団司令部は、相互運用性、旅団の指揮、統制・調整能力を向上するため、ドイツの第7陸軍統合多国籍即応訓練センターで開催されたアライドスプリット8演習に参加したと発表した。同司令部は、2018年末までに準備プロセスを完成する予定になっている。

**エスパー米陸軍長官、ポーランド訪問【1月31日】**

31日、シャトコフスキ国防次官は、ポーランド訪問中のマーク・エスパー陸軍長官と会談を行い、パトリオットミサイルを調達するヴィスワ計画、長射程ロケット砲を調達するホマル計画、プレゼンス強化大隊、共同訓練、訓練施設の整備等を協議した。

**シャトコフスキ国防次官、部隊の国外派遣状況を発表【1月31日】**

31日、シャトコフスキ国防次官は、2017年1年間で、ラトビア、ルーマニア、アフガニスタン、イラク、クウェート等へ合計約2,500人を派遣した。また2月からEU地中海海軍部隊ソフィアに派遣予定であると発表した。

**上院、国家記憶院(IPN)改正法案を可決、大統領署名****に送付【2月1日】**

1日、国家記憶院(IPN)改正法案が、1月28日の下院に続き、上院で可決された。同法案は、ポーランド国民にナチス・ドイツ等による重犯罪の責任或いは共同責任を負わせることに對し、犯罪が実際に行われた場所がどこかに関係なく、ポーランド国民及び外国人に罰金又は3年以下の収監を科すと規定している。また、これまでナチス・ドイツ及び共産主義者のみが対象だったのが、ウクライナの民族主義者による犯罪(1925～1950年)の否定も訴追対象となった(芸術或いは学術の一部としての活動と認められる場合は罪とはならない)。大統領府は、同法案はポーランド国民及び国家に對する嘘や誤った批難を予防することを目的としているとの声明を発表した。同法案の下院での可決後、アザリ駐ポーランド・イスラエル大使は、ホロコーストに関する真実を語ることを阻害するとして法案の修正を訴えており、米國務省は、上院での採決前、本法案が発効すれば、表現と学問の自由が脅かされることを懸念するとの声明を発表していた。また、ウクライナのポロシェンコ大統領は、1日、歴史的眞実とは、眞摯な対話を要するものであり、禁止をするものではないとして対話を呼びかけた。

**治 安 等****国税庁、ワルシャワ郊外のショッピングセンターで偽造品を大量摘発【1月25日】**

25日、国税庁(KAS)は、ワルシャワ近郊のヴォルカ・コソプスカに所在するショッピングセンターを捜索し、45,000点の偽ブランド衣類、化粧品、玩具、総額350万ズロチ相当を押収した。KASは、同ショッピングセンターは故意に偽造品を販売しており、押収した偽造品は品質基準を無視した粗悪な製品で、人体に有害なものも含まれるとしている。KASは、2017年にマゾヴィエツキ県で約18万点の偽造品を押収しており、その多くは中国、香港、マレーシア、トルコから輸入されたものであった。

**ワルシャワでの車両盗難の傾向【1月26日】**

26日、ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、ワルシャワでの車両盗難に関する特集記事を掲載した。同記事によれば、2017年にワルシャワ市内で2,028台の車両が盗難被害に遭っており、被害の多くは、ヴィスワ川東岸のブラガ北区及び南区で発生している。盗難は、警備の不十分な駐車場、細い通り、雑居ビル駐車場、スーパーマーケットの駐車場等で発生することが多く、日本車が盗難されやすい傾向にある。イモビライザーカッターやリレーアタック装置など、特殊機器を用いた盗難も確認されている。警察によれば、盗難車の8割は、解体され、部品としてばら売りされるが、2割は車両識別番号(VIN)を削り取るなどして、

中古車市場に流通する。ワルシャワでの車両盗難の摘発率は低く、2017年は9.4%に止まった。

**カミンスキ特務機関調整大臣、ネオナチ組織の取締りについて発言【1月26日】**

26日、カミンスキ特務機関調整大臣は、国内でのネオナチ組織の取締り状況について、治安当局はネオナチ組織の動向を監視しており、必要に応じて適切な取締りを行っている、ポーランドのネオナチ組織は脅威ではなく、公共の安全に影響を及ぼさない旨述べた。

**カトリック教会、イスラム教徒との対話集会を開催【1月26日】**

26日、カトリック教会は、ワルシャワ市内でイスラム教徒との相互理解の促進を目的とした対話集会を開催した。同集会は今年で18回目の開催で、ポーランドのカトリック教会司教と当地イスラムコミュニティの代表が参加し、対話や共同礼拝等が実施された。同集会には、在ポーランド・トルコ大使及びカタル大使も出席した。

**ウクライナ人と結婚するポーランド人が増加【1月29日】**

ウッチ大学が行った調査によれば、ウクライナ系移民の大量流入に伴い、ウクライナ人と結婚するポ



ーランド人が増加している。2017年のポーランド人とウクライナ人の結婚件数は4,662件(前年比約38%増)で、調査を行ったウッチ大学のシュカルスキ教授は、今後2~4年の間、同傾向は継続すると見ている。なお、ポーランド人・ウクライナ人の結婚は、約8割がポーランド人男性とウクライナ人女性の組合せとされる。

**国境警備隊、イラン人及びイラク人密入国者11人を摘発【1月29日】**

国境警備隊は、ポーランド・ドイツ国境の町ウエックニツァで、貨物自動車の荷台に隠れてドイツへの密入国を試みたイラン人、6人、イラク人5人を拘束した。貨物自動車を運転したのはトルコ人で、トルコからベルギーに貨物を輸送する道中だった旨述べており、密入国者はトルコからチェコを経由してポーランドに入国したとみられている。

**警察、台湾人襲撃事件の容疑者を拘束【1月29日】**

29日、ウッチ警察は、1月1日にウッチ市内の路上で発生した台湾人男性襲撃事件の容疑者として

ポーランド人男性3人を拘束した。同事件は、日中、台湾人男性が、建物から外に出た直後に3人組の男に暴行され、携帯電話等を奪われたもので、被害者は頭を打つなどして負傷した。

**シチェチンでトルコ人に対するヘイトクライム事案が発生【1月30日】**

30日、国家警察本部は、シチェチン市内中心部でトルコ人に差別的な暴言を浴びせたとして24歳のポーランド人男性を逮捕した旨発表した。事件時、容疑者は酒に酔っていたとされ、禁錮3年が求刑される見込み。

**交通違反反則金のカード払いが可能に【1月31日】**

国家警察本部は、ポドラスキエ県で交通警察官がカード決済端末の携行を開始した旨発表した。反則金納付手続の効率化・簡素化が目的とされる。カード決済端末の配備は他県の交通警察でも並行して進められており、今後、ポーランド全土で反則金のカード払いが可能となる見込み。

経 済

経済政策

**「ビジネス憲章」関連法案の下院通過【1月26日】**

26日、下院は「ビジネス憲章」関連法案を賛成286、反対124、棄権4で可決した。同憲章は、起業家、中小企業スポークスマン、経済活動の中央登記・情報及び起業家用情報拠点、外国企業及びその他の外国主体のポーランドにおける経済活動への参加の原則、「起業家に関する法律」の導入規則の5つの法案で構成される。起業家に関する法律が最も重要であり、例えば商業の自由、「禁止されていないことは許容される」原則、商取引における誠実性の推定、「疑わしきは自由の利益に」という法解釈上の法則などが定められている。また、同法案は新規起業に対する6か月間の社会保険料の免除等を規定しており、若手起業家による起業振興を狙いのひとつとしている。

**内閣住宅委員会の設置【1月29日】**

29日、モラヴィエツキ首相は「住宅プラス」事業を政府の最重要事項として各種取組を進めるため、住宅委員会を設置した。首相自らが議長となり、投

資・開発、家族・労働・社会政策、財務、文化・国家遺産、環境、農業・農村開発の各大臣が委員に任命された。

**2018年予算の成立【1月30日】**

29日夜、ドゥダ大統領の署名により2018年予算が成立した。予算規模は歳入3,557億ズロチ、歳出3,972億ズロチで、415億ズロチの財政赤字が見込まれている。

**日曜日の商業施設営業禁止法の成立【1月30日】**

30日、ドゥダ大統領は日曜日の商業施設営業禁止法案に署名し、これにより同法は3月1日に施行される。2018年は第1週と最終週の日曜日のみ営業、2019年には最終週の日曜日のみ営業、2020年には7日間の例外を除き、全ての日曜日の商業取引が禁止される。違反者には1,000ズロチ~100,000ズロチの罰金が科せられるほか、常習違反者は自由剥奪刑の対象となる。

マクロ経済動向・統計

**2017年12月の賃金【1月29日】**

各県統計局のデータによると、2017年12月の民間セクターの賃金はポーランド全域で軒並み上昇した。上昇率が高かったのはシロンスク県(前年

同月比11.3%増)及びポドラスキエ県(前年同月比10.1%増)で、平均賃金が最も高かったのはマゾヴィエツキ県(5,840ズロチ/月)であった。

**2017年の GDP 成長率【1月30日】**

中央統計局(GUS)は、速報値として2017年のGDP成長率は4.6%と発表した。国内需要は前年

比4.7%増、投資は前年比5.4%増、個人消費は前年比4.8%増となった。

## ポーランド産業動向

**オストロヴェンカ発電所入札に関する動き【1月25日】**

ポリメクス・モストサル社のユズウォヴィチ社長は、オストロヴェンカ発電所の入札に関し、最高入札額(95.9億ズロチ)で札入れを行い、入札結果

は1か月以内に公表されるが落札は可能と期待を述べた。国営電力会社 ENEA 社と ENERGA 社における本プロジェクトの出資比率は、各50%であり、当初の建設予定額は、48億ズロチであった。

## エネルギー・環境

**PSE社、電力網整備に関する追加投資計画を発表【1月25日】**

電力網事業者PSE社は、将来のエネルギー需要を満たすために2018年から2017年までの投資総額が2.97億ユーロとなるとの見通しを示し、電力網の建設・拡張整備及び近代化に向けた投資を実施する旨を公表した。

トフジェフスキ・エネルギー大臣は、ポーランドの2050年までのエネルギー需給見通しにおいて、石炭の比率を50%に低減させる見通しを示した。目標達成には欧州委員会の定めた容量市場メカニズムへの適合及び原子力発電所の建設が必要で、同適合の工程作成を今年第一四半期に行い、今年前半に原発の建設の可否を決定される見込み。また、今年第一四半期に熱電供給(コジェネレーション)を支援する新法案の議会への提出が予定されている。

**トフジェフスキ・エネルギー大臣、エネルギー分野の優先事項に言及【1月29日】**

## 大使館からのお知らせ

**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国内及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

**旅券(パスポート)の管理及び携行義務に関する注意喚起**

旅券の入ったバッグは身体から離さない、目を離さない、バスや地下鉄の車内ではリュック等は身体の前で抱える、といった注意を心がけてください。

万が一、旅券の紛失・盗難に遭った場合は、直ちに現地の警察に赴き、紛失届あるいは被害届を提出するとともに、いずれかの写し又は紛失・被害証明を入手し、日本国大使館又は総領事館の領事窓口まで御連絡ください。多くの国や地域では、外国人は旅券を常時携行することが法律で義務付けられています。違反すると罰金等を科されることもありますので注意してください。

**欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州ではテロ事件が相次いで発生しており、特に2016年のイスラム教のラマダン期間(5月下旬～6月下旬)頃にはテロ事件が続発しました。昨年も、スペイン・フランス等で新たなテロが発生しており、今年も引き続き

き更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### **イスラエル大使館周辺での交通規制に関する注意喚起**

国家記憶院設置法改正案に関するイスラエル政府の懸念表明に反対する右派系団体等による在ポーランド・イスラエル大使館(ワルシャワ市内中心部 Ludwika krzywickiego 通り所在)付近での抗議デモ計画を受け、マゾヴィエツキ県は、1月31日から2月5日午前0時まで、同大使館近辺への車両乗り入れを禁止する等の交通規制を実施しています。周辺を通行される際は交通渋滞等に御注意ください。同地域でのデモに対しては禁止措置が取られましたが、トラブルに巻き込まれないよう慎重な行動を心掛けてください。

### **「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **パスポートダウンロード申請書の御案内**

2017年1月4日から、パスポートダウンロード申請が開始されています。日本国外でパスポート申請を行う方は、御自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、パスポートの申請書が作成できるようになります。詳しくは、下記リンク先を御覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

### **【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間**

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

## 文化行事・大使館関連行事

### **【予定】日本映画祭【2月8日(木)～11日(日)】**

ワルシャワの映画館 Elektronik にて「日本映画祭」が開催されます。各映画入場料 15PLN。(英語・ポーランド語字幕付)

上映スケジュール:

- 2月8日(木) 20時 「光」河瀬直美監督作品 2017年  
2月9日(金) 18時 「バンクーバーの朝日」石井裕也監督作品 2014年  
20時半 「人生の約束」石橋冠監督作品 2016年  
2月10日(土) 18時 「光」河瀬直美監督作品 2017年  
20時 「怪しい彼女」水田伸生監督作品 2016年  
2月11日(日) 18時半 「言の葉の庭」新海誠監督作品 2013年 \* 入場無料  
20時 「陽光桜」高橋玄監督作品 2016年

サイドイベント(無料):

2月10日(土) 16時半 ピオトル・ミレフスキ氏による日本の祭りに関する講演(ポーランド語)

開催場所: Elektronik 映画館, Gen. Zajaczka 通り 7 番

詳細: <http://kinoelektronik.pl/2017/12/29/nieznane-oblicza-japonii-edycja-4/>

主催: 在ポーランド日本大使館, 国際交流基金, エレクトロニク映画館

### **【予定】講演会「プロニスワフ・ピウスツキの日本・日本学の遺産」【2月20日(火)17:30~】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、コペルニクス大学日本学科マイエヴィッチ教授によるプロニスワフ・ピウスツキについての講演が予定されています。(講演言語: ポーランド語)

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00, E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51 (4階), Warszawa)

### **【予定】講演会「浮世絵から新版画へ」【2月28日(水)17:30~】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、ワルシャワ国立博物館上級学芸員マレシコ氏による浮世絵に関する講演が予定されています。(講演言語: ポーランド語)

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00, E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51 (4階), Warszawa)

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

#### **皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

#### **【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス ([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))